

日本労働年鑑 第27集 1955年版

The Labour Year Book of Japan 1955

第一部 労働者状態

第六編 農家の状態と農民の生活

第二章 農家経済

第二節 農家の租税公課負担

農家の租税公課諸負担については、一九五四年三月刊行の農林省統計調査部「昭和二七年度農家の租税公課負担に関する調査」に詳細な報告がなされているので、以下この資料にもとづき、農家経済と租税公課諸負担との関係について記述することにする。ちなみにこの調査は一九五二年四月一日より五三年三月三十一日までの期間における全国五六〇九戸の農家経済調査の結果よりとりまとめられたものである。

なお調査農家は、一〇万円未満、一〇万円―一五万円、一五万円―二〇万円等八階層に分類され、さらに個別票が都道府県別、所得階層別に分類され、その階層別に一戸当り平均額が算出されている。また表中の全国一戸当り平均数字は、階層別府県別累計数値を全国累計して、これを調査農家数で除して得られたものである。また租税は普通税として取扱われている直接税だけにかぎり、電気・ガス税、酒類消費税のごとき普通税でも農家以外のものが一般に納付している税は除外されている。公課諸負担は、市町村寄附金、部落協議費、土地改良区費、水利費、社会保険負担、産業団体費、社寺費、青年会費、赤十字社費その他の公課負担をふくんでいる。

農家経済と租税公課

第263表によれば、全国平均一戸当りの農家の農業収入は二七万〇四六〇円で、このうち現金収入は一七万―一八五六円、物々交換の支払いに用いられた農産物価額と家計費仕向けの飯米その他の農産物価格は九万三―一二円、動植物の増加価額は五四九二円となっている。これに対して右の農業収入をあげるために投ぜられた必要経費は七万九―一五〇円で、そのうち減価償却をふくめた現金支出は七万六〇六〇円である。農業必要経費は農業収入の二九・三%、減価償却額をふくめた現金必要経費は現金農業収入の四四・三%に相当している。

農業所得(収入と必要経費との差額)は一九万―一三一〇円で、現金農業収入から減価償却額をふくめた現金必要経費を差引いた現金農業所得は九万五七九六円である。なお耕地一反歩当りの農業所得は一万六四―一四円である。

つぎに農外所得(農外収入と農外支出との差額)は八万〇―一七八円で、これを農業所得に加えると農家の総所得は二七万―一四八八円、現金総所得は一六万八九二三円である(第264表)。これに対し、租税公課諸負担の総額は二万五五六六円で、耕地一反歩当り租税公課(源泉徴収所得税をのぞく)は二〇六六円である(第266表)。租税公課総額のうち、国税は六〇八五円、地方税は一万七六二円、公課諸負担は八七―九円となっている。それで租税公課総額のうち、国税のしめる比率は二三・八%、地方税は四二・一%、公課諸負担は三四・一%で、とくに地方税の比率は前年(三

八・六%)に比べ増大した。

さて農家総所得に対する租税公課諸負担総額の比率は九・四%(前年は九・八%)で、そのうち国税二・二%、地方税四・〇%、公課諸負担三・二%となっている(第265表参照)。

農家の税引き所得は二四万五九二二円で、税引き現金所得は一四万三三五七円である。この税引き所得を家計費に仕向けるわけであるが、家計費は二五万三四七一円であるから、結局農家経済収支は七五四九円の赤字となっている。現金収支のバランスを見ても、やはり赤字八一七〇円を記録している。前年度は一戸当り平均二〇〇〇円の余剰を生じたのに対し、一九五二年度は右のごとく赤字に転じた原因はどこにあるか。最大の原因は農業必要経費一九・七%、家計費一七・七%の増加に対し、農業収入はわずか一二・〇%しか増加しなかった点に求めることができるが、租税公課の総額も前年度に比し八・八%増加した事実も、その一因として見のがすことはできない。

所得階層別にみた農家経済と租税公課の負担

所得階層別に農家経済と租税公課諸負担の関係をみると第267表の通りである。まず農家経済の収支バランスを見るに、経済余剰の生じた農家は三〇万円以上の所得ある階層で全体の約三分の一の農家にすぎず、他の三分の二の農家はすべて赤字であり、とくに一〇万円未満層では四万七四五〇円の不足を生じていることは、五〇万円以上層の八万八六二八円の黒字とともに注意されねばならない。三〇万以下の所得階層では生活維持すらできない状態にあることが、本調査によって明らかにされたのであり、全国的にこの一、二年来瀕発している土地売りが、これらの赤字農家の窮乏の結果であることは推定して誤りないであろう。

さて、右の第267表によって示されているように、農家の租税公課の負担額は国税、地方税、公課諸負担いずれも所得階層の大きいものほど大きくなっている。しかし農家の総所得に対する租税公課率(負担率)は、かならずしも所得の大きさに比例していないことは明瞭である。国税は、所得の増すに従って負担率は重くなり、そのかぎりでは合理的な税負担のように見えるが、問題は地方税と公課諸負担にあることは次にみる通りである。まず国税負担率が所得階層の上昇に比例しているのは、国税の中心をなす所得税が基礎控除扶養控除等をなし超過累進課税制をとっているからである。これに対し地方税は、中層に軽く上、下層に重く、とくに所得絶対額の小さい下層農家にはもっとも過重な負担をなしていることがわかる。地方税の中心をなす税目が主として弾力性の乏しい物税で、資産所有に対し課税されることと同時に「税制改革後における地方財政は税源の移譲はあったが悪化の一途を辿り、昭和二七年度は大部分の府県及び市町村が赤字財政に悩むという実情であって、そのため法定税目の制限税率までの徴収強化、標準税率を超過する徴収強化ならびに地方税法による制限にもかかわらず家畜税、牛馬税、果樹税はじめ八種目の法定外普通税(都道府県の場合)、犬税、家畜税、牛馬税、ミシン税等をはじめ三〇種目以上の法定外普通税(市町村の場合)の徴収が行われており大衆課税の方向を一層おしすすめた」(前掲調査書一〇一一一頁)結果である。

また公課諸負担においては、一〇万円未満のもっとも貧しい農家階層の負担率が三・六%で最大、所得階層が上昇するにしたがい負担率はむしろ軽くなり、五〇万円以上の所得階層では二・九%にしかすぎぬという逆比例的関係がみとめられる。

農家総所得に対する租税公課諸負担総額の割合すなわち負担率は一〇万—一五万円階層の七・四%を最低にしてそれ以上の所得階層にすすむに従い増大しているが、しかし一〇万円未満の最低の所得階層では八・五%と逆に高くなっていることをみれば、租税公課等の負担が決して合理

的にかげられず、むしろ上に軽く下に重いという結果を示している。そしてこういう結果をまねいている主要な原因は、地方税や諸負担において、下層農家ほど相対的に重い負担を背負わされているという事実にあることは、すでに明らかにされたところである。

所得階層別にみた税種別農家負担

人税(所得税、市町村民税等)物税(固定資産税、自転車税、相続税等)別に農家の負担状況を見ると、平均一戸当り課税総額一万六七四七円のうち人税は一万四五円(五九・六%)物税は六八〇二元(四〇・四%)である(第268表参照)。これを所得階層別に観察すると、人税は五〇万円以上の高額所得階層においては七一・九%で最高の比率をしめ、以下所得の減るに従い比率は低下している。一〇万円未満の低額所得階層ではわずかに二九・七%である。これに対し物税は、人税と全く逆の傾向をしめし、一〇万円未満階層の七〇・三%を最高に、所得の増大にともない物税の比率は低下している。戦後シャープ勧告にもとづく税制改革の結果物税の比重は相対的に大きくなり、一九五〇年三〇%、五一年三七%、さらに本年度は四〇・四%としいに大きくなってきたのであるが、物税は納税者の所得の大小に応じて課税されずに一律に課税されるため、いわゆる大衆課税的性格をもち、このような物税比率の増大は当然に低額所得者に過重な負担とならざるをえない。このことは同表下欄に示されている農家総所得に対する物税の割合を見ても明白である。すなわち物税負担率は一〇万円未満の貧しい農家階層で三・四%、一〇万円―一五万円階層で二・七%、四〇万円―五〇万円階層になると二・三%というように、所得額と逆比例的に増大しており、このような物税が、人税に比べて相対的にその比重を増大しつつあることは、貧しい農家にはより重い負担を、富める農家にはより軽い負担を課することによって、農民層の分解に拍車をかけるものであろう。

農家の税外諸負担

公課諸負担のうち、強制的または半強制的に徴収される市町村寄附金、部落協議費、土地改良費、水利費、農業共済組合負担を「公課」とし、農協組費等の産業団体関係のものを「産業団体負担」、その他社会事業的な諸負担を「その他諸負担」として区分すると、一戸当り平均公課諸負担総額は八七一九円で、その内訳は公課六一〇九円(七〇・一%)、産業団体負担八二七円(九・五%)、その他諸負担一七八三元(二〇・四%)となっている(第269表)。農家総所得に対する平均一戸当りの公課諸負担の割合は三・二%である。ところでこれを所得階層別にみると、一〇万円未満層が三・六%でもっとも高率で、それ以上の階層はいずれも三・一%から三・三%程度で、とくに五〇万円以上の高額所得層は二・九%と最低である。これを内容的に公課、産業団体負担、その他の別に見ても同様で、税外負担状況はいずれも下層農家ほど負担率が高いということを明らかにしている。

賦役日数と賦役見積労賃

農家の税外負担には、以上のごとき現金徴収分のほかに、直接の労働をもって給付される賦役がある。賦役は、貨幣給付を原則とする租税公課を一部代用し補充する半封建的な、農村に特有な農民負担の一形態である。しかもこれはたんに旧来の賦役のひきつぎではなく、近来公共事業費、災害対策費等の地元町村負担の増大にともない、ますます増加する傾向を示している。

第270表所得階層別にみた賦役の負担によれば、平均一戸当り賦役日数は八日、その地方の標準的な農業日雇労賃で見積った労賃では一六二二円となっている。またこれを階層別にみると、一〇万円未満階層は五日(八五三元)で、階層の上昇するにつれて賦役日数、見積労賃はそれぞれ増加している。しかしその見積労賃の農家総所得に対する割合は、最下層の一〇万円未満層が最

大の一・一一％で、階層の上昇にしたがってこの比率は減り、五〇万円以上ではじつに〇・二九％と最低になり、ここでも負担率は貧しい農家ほど重いという極端な逆比例的傾向を見せている。これは、所得の大小にかかわらず、賦役が一律に一戸当り何人という計算で農家に対して賦課される結果であろうが、その負担率の不均衡を通じて、貧農をより大きく収奪する租税公課体系の本質を端的に示している。なお賦役負担額を地方別にみると、岐阜県の一九日(四六二五円)が最大で島根一六日(三一二四円)、長崎一四日(二四八四円)等が多く、少ない地方は東京一日(一五九円)、徳島一日(二八七円)等である。がいして大都市近郊農村に軽く、純農村、山村地方、自然災害の瀬発する地方に重い傾向がみとめられる。

以上の賦役と、実質的には農家負担の一種たる繭集荷指導費を考慮した農家の全租税公課諸負担額と負担率はつぎのとおりである。すなわち、賦役と集繭指導費の一戸当り平均負担額は一八〇八円で階層別にみると一〇万円未満層が八八八円で負担額は最低であるが負担率は一・二％で最高をしめし、階層の上昇するに従い負担額は当然に増すが、負担率は逆に低下し五〇万円以上階層では負担率〇・四％となっている。つぎにこれらの負担と、租税公課の全てをふくめた農家の全負担を見ると、負担率は一〇万—二〇万円階層の八・五％を最低に、それ以上、以下の階層ともに増大しており、とくに最下層の一〇万円未満層が九・七％と高率を示していることが注目される。

地方別租税公課の負担と農家経済

地方別に農家経済収支をみると、大半の農家は生活維持のできない実情をしめしている。農家経済に余剰を生じたところは佐賀、栃木、熊本、富山、宮崎、大分、埼玉、島根、高知の九県にすぎず、その他はいずれも赤字で、とくに京都(三万七五五四円)は赤字が最大である。奈良、秋田、愛媛、大阪、静岡、千葉、福岡、兵庫等がこれについている。租税公課の負担額は北海道の四万八一四二円を最高に、東京、神奈川、佐賀、福井等が大きい、負担率では北海道一三・五％を最高に、滋賀、福井、京都、東京、佐賀がこれについて高く、最低は山梨の六・五％となっている。全般的にみて負担は大都市のある府県と米単作地帯に大きくかかっていることが明らかとなった。

最後に農家の所得と経営耕地面積、租税公課諸負担および所得税との関係は第271表に示さるる通りである。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
